

【別紙 2】

○ 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>6-2 内部統制府令第6条第1項第5号に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び<u>公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条</u>の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> | <p>6-2 内部統制府令第6条第1項第5号に規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び<u>公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和49年大蔵省令第58号）第8条</u>の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> |
| <p>11-1 内部統制府令第11条第1項第4号に定める「補助者」とは、監査契約書に補助者として掲名されている者及び当該監査に従事する者であって監査意見の形成に重要な影響を与える者をいうものとする。</p> | <p>10-1 内部統制府令第10条第1項第4号に定める「補助者」とは、監査契約書に補助者として掲名されている者及び当該監査に従事する者であって監査意見の形成に重要な影響を与える者をいうものとする。</p> |
| <p>11-2 監査証明をしようとする内部統制報告書に係る連結会計年度の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを被監査会社が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、内部統制府令第11条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p> | <p>10-2 監査証明をしようとする内部統制報告書に係る連結会計年度の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを被監査会社が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、内部統制府令第10条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p> |
| <p>12-1 内部統制府令第12条の規定の適用を受ける外国会社の作成する内部統制報告書について、内部統制府令第2号様式の【表紙】に相当する部分については、同様式に従って作成することに留意する。</p> | <p>11-1 内部統制府令第11条の規定の適用を受ける外国会社の作成する内部統制報告書について、内部統制府令第2号様式の【表紙】に相当する部分については、同様式に従って作成することに留意する。</p> |